

若者Uターン支援金の支給を開始します

1 事業概要

令和7年7月から、みどり市独自の取り組みとして、若者Uターン支援金の支給を開始します。

この支援金の支給は、進学等により県外に転出した若者のUターンを支援するために行うものであり、併せて保護者にも支給することで、若者のUターンを促してもらうことを目的としています。



2 支給対象・要件

		本人	保護者
対象		①転入時点で20才～29才以下の単身者	①「本人」の保護者
		②高校卒業時点(18才に到達する年度の3月1日時点)まで市内に居住していた者	②「本人」と高校卒業時点まで同居し、かつ申請時点において市内在住の保護者
		③②の後、県外(足利市・佐野市・日光市を除く)に生活拠点を移した者	—
		④市税の滞納がないもの	
移住元		県外(足利市・佐野市・日光市を除く)に2年以上就学もしくは就労	—
就労等要件	就労	県内及び足利市・佐野市・日光市所在の事業所に正社員として就労する者	—
	起業	市内において起業した者	
支給金額	基本額	20万円	20万円
	加算	・東町Uターン：20万円 ・大間々町北部Uターン：10万円	なし
支給予定		25件 ※みどモスPayにて支給予定	

■ 申請窓口

みどり市役所笠懸庁舎 地域創生課

■ 申請受付開始日

令和7年7月1日（火）

問い合わせ

みどり市 政策企画部 地域創生課

TEL 0277-46-9067

Email chiiki-s@city.midori.gunma.jp

